



平 健 保 運 収 第 3 号  
平 成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市国民健康保険運営協議会  
会 長 小 島 和



答 申 書

平成27年11月19日付け平健保発第119号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

小平市国民健康保険税の税率等改定について、次のとおりとする。

- 1 基礎課税額（医療保険分）  
所得割額を5.35%とする。  
均等割額を22,500円とする。  
課税限度額を52万円とする。
- 2 後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）  
所得割額を1.85%とする。  
均等割額を10,900円とする。  
課税限度額を17万円とする。
- 3 介護納付金課税額（介護保険分）  
所得割額を1.27%とする。  
均等割額を15,600円とする。  
課税限度額を16万円とする。
- 4 適用時期  
平成28年度分の国民健康保険税から適用する。

なお、平成28年度税制改正で国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大及び課税限度額の改定が予定されている。今後、政令改正が実施された場合は、政令に従い、国民健康保険税の軽減の拡充及び課税限度額の改定を速やかに行うこと。





## 1 答申の考え方

答申に当たっては、税率改定の是非、また改定を行う場合の法定外繰入の投入のあり方、さらには、今後の医療保険制度改革の動向を踏まえ、総合的に判断した。

### (1) 税率改定及び法定外繰入の投入のあり方について

小平市の国民健康保険財政は、これまで医療費の増高に伴い財政規模が拡大することを前提に予算編成されてきた。保険税率の改定に当たっては、財源の不足を補うため、被保険者の負担の緩和を目的として、市の一般会計からの追加の財源投入と、税率改定による被保険者の負担増により対応してきた。

小平市の国民健康保険の被保険者数は、近年緩やかな減少で推移してきたが、今後、さらなる減少が見込まれている。このことは国民健康保険財政にとって、特に歳入確保の面で大きな影響を及ぼすことを意味する。また、高齢化を背景として今後も医療費の増高が見込まれる。これらのことから、課税限度額を含め、改定を行うことについては、止むを得ないと考える。

今回の答申に当たり、重要な検討事項となった国民健康保険財政規模の縮小に伴う、法定外繰入の投入のあり方については、次のとおり見解を述べる。

国民健康保険財政の規模縮小の状況下において、法定外繰入の総額を現状と同額又はそれ以上とした場合、被保険者一人当たりの法定外繰入は増額されることになり、現在国が推進する医療保険制度改革の趣旨からも、適当であるとは言い難い。

国民健康保険財政が縮小することを踏まえた、法定外繰入の投入に関する考え方について、被保険者数に応じた一人当たりの法定外繰入の上限を設定することについては、妥当であると考ええる。

### (2) 制度改正への対応について

平成30年度からの財政運営の責任主体が都道府県に移行することに留意する必要がある。今後、新たな国保制度への移行に当たり、医療費水準等に基づく標準的な税率が示される予定である。

平成26年度決算における法定外繰入は、17億5,000万円余りに上る。このことから、来年度に税率改定を行ったとしても、標準税率とのかい離をすべて解消するには至らないと考えられる。新たな国保制度が施行されるまでの移行期間となるこの時期に、法定外繰入の解消に向けた考え方が示されたことは、国保財政の健全性の観点から理解できる。

一方で、現時点において、標準的な税率と小平市の税率とのかい離は明らかになっていない。このような現在の状況を踏まえると、平成30年度以降を見据えた、大幅な改定率の適用については、慎重に判断すべきである。また、被保険者の所得水準や生活実感の観

点からも、被保険者の急激な負担増に考慮した改定に留めるべきと考える。

以上を踏まえ、平成28年度国民健康保険税の改定率について、7.2%とすることが妥当であるとの結論に至った。

## 2. 附帯意見

- (1) 不足する財源の確保を保険税の改定のみ依存するのではなく、保険税の収入率、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の普及率の向上に努め、歳入の確保と歳出の抑制に努めること。
- (2) 平成30年度からの新たな国保制度への転換に向けて、今後、標準的な税率が示された場合、市の税率との差異を把握するとともに、将来を見通した税率改定のあり方について、速やかに検討すること。